

国立研究開発法人産業技術総合研究所計量教習等規程

制定 平成17年4月1日 17規程第28号

(13規程第29号の全部改正)

最終改正 令和4年4月28日 令04規程第2号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う計量に関する教習、講習及び研修について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 計量教習 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第119条の計量に関する教習をいう。
- 二 指定検定機関講習 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号）第9条第1項第4号トの指定検定機関の検定に関する講習をいう。
- 三 計量研修 計量の標準の設定、研究及び開発に関し、理事長が定める研修をいう。
- 四 計量教習等 計量教習、指定検定機関講習及び計量研修をいう。

(計量教習等の時間)

第3条 計量教習等の受講時間は、次の各号に定める計量教習等の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。ただし、理事長は、必要と認めたときは、第1号から第7号までに掲げる計量教習の受講時間を延長し、又は短縮することができる。

- 一 一般計量教習 360時間
- 二 一般計量特別教習 240時間
- 三 環境計量特別教習（濃度関係） 210時間
- 四 環境計量特別教習（騒音・振動関係） 60時間
- 五 環境計量講習（濃度関係） 24時間
- 六 環境計量講習（騒音・振動関係） 30時間
- 七 短期計量教習 120時間
- 八 特定教習 理事長が定める時間
- 九 指定検定機関講習 理事長が定める時間
- 十 計量研修 理事長が定める時間

(募集)

第4条 理事長は、計量教習（指定検定機関講習を含む。以下本条において同じ。）を実施しようとするときは、次に掲げる計量教習に関し必要な事項（以下「計量教習要項」という。）を研究所の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して受講者の

募集を行う。

- 一 計量教習の種類
 - 二 受講資格
 - 三 実施時期
 - 四 受講者予定人数
 - 五 当該計量教習の種類が第3条第1号の一般計量教習であるときは、入所試験に関するこ
と（提出書類、受験願書提出先等を含む。）
 - 六 当該計量教習の種類が第3条第2号から第9号までの計量教習であるときは、受講手続
に関するこ（提出書類、受講申請先等を含む。）
 - 七 第13条の規定による修了試験を行う計量教習であるときは、その方法等
 - 八 その他計量教習に関する事項
- 2 理事長は、計量研修を実施しようとするときは、次に掲げる計量研修に関し必要な事項
（以下「計量研修要項」という。）をホームページに掲載して受講者の募集を行う。ただ
し、特に必要と認める場合は、他の方法により募集できるものとする。
- 一 計量研修の名称
 - 二 受講資格
 - 三 実施時期
 - 四 受講者予定人数
 - 五 受講手続に関するこ（提出書類、受講申請先等を含む。）
 - 六 その他計量研修に関する事項
- 3 第1項に定める計量教習要項又は前項に定める計量研修要項（以下「実施要項」とい
う。）において提出書類として書式を指定する場合の様式は、計量研修センター長が別に定
める。
- （一般計量教習の入所試験等）

第5条 第4条第1項の計量教習要項による一般計量教習の募集に応じようとする者（以下こ
の条において「受講希望者」という。）は、当該計量教習要項に定めるところより、入所試
験の受験願書を理事長に提出する。

2 理事長は、一般計量教習の入所試験を実施したときは、判定結果を受講希望者に通知す
る。この場合において理事長は、合格とした受講希望者に対しては、一般計量教習に必要な
事項を併せて通知するものとする。

3 前項の規定により合格の通知を受けた受講希望者（第7条において「一般計量教習受講
者」という。）は、理事長に受講届を提出する。

（受講申請等）

第6条 実施要項（一般計量教習に関するものを除く。）による計量教習等の募集に応じよう
とする者は、当該実施要項に定めるところにより受講申請を行う。

2 理事長は、前項の受講申請について受講させる者（以下この条及び次条において「計量教
習等受講者」という。）を決定したときは、計量教習等受講者に受講の決定の他計量教習等
に必要な事項を通知する。

(受講料)

第7条 一般計量教習受講者又は計量教習等受講者（以下「受講者」という。）は、理事長から計量法施行規則第132条に定める受講料又は理事長が別に決定する受講料の請求を受けたときは、当該受講料を研究所が指定する金融機関の預金口座に払い込まなければならない。

2 納付された受講料は、計量教習等の受講開始後は、如何なる理由があっても返還しない。

(実施)

第8条 理事長は、実施要項に定めるところに従い、計量教習等を行う。

(委託)

第9条 理事長は、特に必要があると認めるときは、学校、研究所以外の試験研究機関、国、地方公共団体又は計量器を使用する工場、試験場等に計量教習等の一部を委託することができる。

(休講日)

第10条 計量教習等の休講日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- 四 その他理事長が定める日

(受講の休止等)

第11条 受講者は、自己の都合により計量教習等の受講を休止し、又は中止しようとするときは、理事長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により受講者から計量教習等の受講を休止する申出があった場合の当該計量教習等の受講再開に係る条件、手続、時期等に係る事項については、理事長が受講者と協議のうえ決定するものとする。

(受講の中止)

第12条 理事長は、受講者が計量教習等の実施を妨害し、又は他の受講者に著しく迷惑を及ぼし、若しくはその恐れがあると認めるときは、当該受講者の計量教習等の受講を中止することができる。

(修了試験)

第13条 理事長は、次の各号に掲げる計量教習については、受講者の当該計量教習の成果を評価するため、筆記試験又は口述試験による修了試験を行う。

- 一 一般計量教習
- 二 一般計量特別教習
- 三 環境計量特別教習（濃度関係）
- 四 環境計量特別教習（騒音・振動関係）

(修了証書等)

第14条 理事長は、計量教習等が終了したときは、当該計量教習等を受講した者が計量教習等を修了したと認めてよいかどうかを受講状況、前条の規定による修了試験の結果等により総合的に判断する。

- 2 理事長は、前項の規定により計量教習等を修了したと認めた場合は、当該受講者（以下「修了者」という。）に修了証書を交付する。
- 3 理事長は、第1項の規定により計量教習等を修了したと認めなかった場合であって、当該受講者が希望したときは、受講証明書を交付することができる。
- 4 修了者は、第2項の規定により交付を受けた修了証書を紛失した場合は、理事長にその旨を記載した書面で修了証明を申請することにより修了証明書の交付を受けることができる。
（講師）

第15条 計量教習等の講師は、研究所の職員及び契約職員のうちから計量研修センター長が指名し、又は研究所以外の者から計量研修センター長が委嘱する。

- 2 前項の規定により委嘱した講師に対する謝金及び旅費は、計量標準普及センターが別に定めるところにより支給する。
（事務）

第16条 計量教習等に係る事務は、計量研修センターが行う。

附 則（17規程第28号・全部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
（計量教習の受講申請に必要な書類等を定める細則等の廃止）
- 2 次に掲げる細則及び基準（以下「細則等」という。）は、廃止する。
 - 一 計量教習の受講申請に必要な書類等を定める細則（13細則第3号）
 - 二 計量教習の受講料を定める細則（13細則第12号）
 - 三 計量教習の講師に支給する諸謝金の基準等について（第75700-20010401-1号）
（経過措置）
- 3 旧規程又は細則等に基づく手続、申請その他の行為は、この規程中これに相当する規定がある場合には、この規程の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（21規程第56号・一部改正）

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令01規程第30号・一部改正）

この規程は、令和2年3月5日から施行する。

附 則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則（令04規程第2号・一部改正）

この規程は、令和4年4月28日から施行する。